

指名可能業者数が 10 者を下回る場合の取り扱いについて

「等級区分に対応する発注標準金額表」の備考欄に「指名可能業者数が 10 者を下回る場合は、落札件数の制限を解除し、以降の案件で期間内落札件数 1 件」と記載されている指名競争入札について、基本的な取り扱いは下記のとおりです。

記

1. 指名可能業者数が 10 者を下回った場合は、期間内落札件数 1 件の制限を解除し、それまでの期間に落札した業者を指名可能業者とします。
2. 同一工種内で、直前の案件を落札した業者は、指名を回避します。

※指名可能業者数

各等級区分の格付業者数から次の業者数を除いた数

- ①期間内に落札した者（期間内落札件数 1 件の制限対象者）
- ②条件付一般競争入札等を落札したことにより入札参加制限を受けている者
- ③電子入札システムの利用者登録をしていない者